

岩出市物価高騰対応商品券

参加店舗 募集要項

1. 本事業の目的

岩出市では、食料品等の物価高騰の影響下にある市民生活を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市民の皆様全員に岩出市物価高騰対応商品券を配布します。

2. 地域商品券事業の概要

- (1) 事業名称 : 岩出市物価高騰対応商品券配布事業
- (2) 商品券発行者 : 岩出市
- (3) 商品券名称 : 岩出市物価高騰対応商品券 (以下「商品券」という。)
- (4) 商品券の構成 : 紙商品券 6,000 円 (1 冊 1,000 円×6 枚つづり)
- (5) 配布対象者 : 令和 8 年 2 月 1 日の基準日において岩出市に住民基本台帳に記載されている市民の方
- (6) 配布開始日 : 令和 8 年 6 月上旬から順次発送
- (7) 利用可能期間 : 令和 8 年 7 月 1 日 (水) ~ 令和 8 年 12 月 31 日 (木) まで
- (8) 参加可能事業者:以下の申込資格を満たす事業者
- (9) 参加店舗 : 事前募集により登録申請した岩出市内に店舗または事業所を有する事業者
- (10) 商品券事務局 : 岩出市物価高騰対応商品券配布事務局 (以下「事務局」という。)
- (11) 参加店舗向け説明会
 - ・日時 : 令和 8 年 5 月 19 日 (火) 14:00~15:00
 - ・場所 : 岩出市商工会 2 階研修室

3. 参加店舗申込資格

岩出市内に店舗又は事業所等があり、消費者に直接商品・サービスを提供できる事業者であること。
ただし次の事業者を除きます。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に規定する営業を行う者
- ・特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- ・岩出市の入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置等を受けている者
- ・暴力団による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団員が役員または代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など
- ・本要項 2 ページ・項番 5 の「商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取扱う店舗等

4. 商品券の利用方法

(1)利用方法（参加店舗）

決済は金額分の商品券を受領し、商品券利用の不足分については現金などと併用する。

5. 商品券の利用対象とならないもの

- ア. たばこ事業法(昭和 59 年法律第 68 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこ、加熱式たばこ及び電子たばこの購入
- イ. 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ウ. 出資や債務の支払い(税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など)
- エ. 現金との換金、金融機関への預け入れ
- オ. 有価証券、金券、商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- カ. 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預かりを除く)等の不動産や資産性の高いもの、自動車に関わる支払い
- キ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- ク. 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ケ. その他、市が当該事業の趣旨にそぐわないと判断したもの

6 その他商品券についての留意事項

- ・参加店舗において、利用期間内に限り利用可能とします。
- ・購入商品の返品の際の返金はできません。
- ・不足分は現金等で受け取って下さい。
- ・商品券と現金の交換は禁止しています。
- ・商品券額面以下の使用の場合であってもお釣りはお渡ししないでください。
- ・商品券の盗難、紛失、滅失又は偽造、模造等に対して、岩出市（以下「発行者」という。）は責任を負いません。
※商品券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。
- ・商品券は、物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- ・他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、商品券利用上限額などを定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。
- ・利用期間を過ぎた商品券は、受け取らないでください。

7. 参加店舗の責務等

参加店舗は、次に掲げる事項を遵守または注意してください。

- (1) 参加店舗は、商品券を利用できる店舗であることが明確になるよう、事務局が配付するポスターを利用者にわかりやすい場所に掲示すること。
- (2) 使用された商品券が、事務局から事前に配布した見本と相違ないか確認してください。

偽造が明らかな場合は商品券の受け取りを拒否し、速やかに警察または事務局までご連絡ください。

- (3) 商品券の見本については、レジ担当者や商品券を取り扱う全ての店員に周知願います。
- (4) 取引により商品券を受け取ったときは、再流出を防止するため券裏面に店舗受領印を捺印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否してください。
- (5) 使用済み商品券を換金するにあたり、万一金額に差異があった場合、参加店舗控（半券）による照合が必要となるため、入金確認を完了するまで大切に保管してください。（この控えがない場合は、振込金額の差異があっても異議申し立てができないこととなります。なお、控えがある場合でも、振込完了後、2週間（最終月のみ1週間）を過ぎてからの異議申し立てはできませんのでご注意ください）
- (6) 商品券の交換及び売買を行わないでください。有効期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引により得られた商品券のみ換金可能となります。
- (7) 岩出市、岩出市商工会および事務局、その他当該事業に係る関係者の事業運営に協力してください。

8. 参加店舗申込方法

(1) 申込方法

- ① 参加店舗申込希望者は「参加店舗募集要項」に同意の上、本事業の専用ホームページより申込みものとする。（※参加店舗登録料は無料）
- ② 大型店・量販店・チェーン店・系列店などの市内に複数の店舗を持つ事業者については、各店舗ごとに申込を行ってください。

(2) 申込期間（一次登録申請）

令和8年 4月17日（金）から令和8年 5月 1日（金）まで

※市民向け『使えるお店参加店舗一覧』に店舗名を掲載するための申込期限となります。

※一次登録申請締切以降のお申込については、ホームページにのみ掲載となります。

※一次登録申請締切後は、専用ホームページで随時受付致します。

- (3) 参加店舗申込希望者は専用ホームページ内、参加店舗登録申請ページより岩出市物価高騰対応商品券事業参加店舗登録申請書および誓約書へ同意のうえ、必要事項を入力し申請してください。

<https://j-lppf2.jp/iwade-gift/>

(4) 登録承認

登録申込のあった店舗については、事務局での審査を経て、参加店舗として承認します。

ただし、承認後であっても下記に該当する場合、承認を取り消すことがあります。参加資格を満たしていなかった場合のみ、事務局より個別にご連絡いたします。

- ・申込内容に虚偽・不備・不正があった場合
- ・募集要項に違反する行為が認められた場合
- ・事務局が承認を取り消すと判断した場合

9. スターターキットの送付

事務局にて審査の結果、承認した事業者には、参加登録店舗ごとにスターターキットを送付します。

- ① 参加店舗用マニュアル（各店舗 1 冊）
- ② 換金ツール（換金のための伝票類、送付用レターパック 計 6 回分）
- ③ 取扱店舗ポスター（各店舗 1 枚） ※必ず掲出下さい
- ④ 取扱店舗ステッカー（各店舗 1 枚） ※必ず掲出下さい
- ⑤ 取扱店舗のぼり（45cm×180cm）（各店舗 1 つ）

※ポールおよび台座は各店舗でご用意ください。

一次登録申請締切の令和 8 年 5 月 1 日（金）までに申請申込を行った事業者については、令和 8 年 6 月下旬頃（利用開始前）にスターターキットを事務局より送付の予定です。一次登録申請期間以降にお申込の場合は、登録申請受領後、審査を経ておよそ 2 週間後程度に準備が整い次第順次送付します。

10. 換金手続きについて

商品の販売又は役務の提供などの取引において商品券を受け取った参加店舗は、換金を申し出ることができ、その方法については以下(1)～(3)によることとします。

- (1)参加店舗は、所定の専用封筒に「使用済商品券 + 換金伝票」を封入し、所定の換金送付先へ送付して下さい。当日消印有効となります。」
- (2)換金受付は、令和 8 年 8 月 7 日（金）～令和 9 年 1 月 8 日（金）までとします。この期間を過ぎてからの受付については一切応じられませんので、必ず上記期間中に換金手続きをしてください。
- (3)換金受付日に応じて各月 1 回の振込設定日に参加店舗の口座へ入金します。

回	利用月	換金受付期限（予定）	入金日（予定日）
第 1 回	7 月分	8 月 7 日（金）	8 月 2 4 日（月）
第 2 回	8 月分	9 月 7 日（月）	9 月 2 9 日（火）
第 3 回	9 月分	1 0 月 7 日（水）	1 0 月 2 6 日（月）
第 4 回	1 0 月分	1 1 月 9 日（月）	1 1 月 2 7 日（金）
第 5 回	1 1 月分	1 2 月 7 日（月）	1 2 月 2 4 日（木）
第 6 回	1 2 月分	2 0 2 7 年 1 月 8 日（金）	2 0 2 7 年 1 月 2 6 日（火）

注 1 上記日程は予定のため、変更となる場合があります。最終スケジュールについては、後日配付する「岩出市物価高騰対応商品券参加店舗マニュアル」で必ずご確認ください。

注 2 商品券換金について上記、換金受付日の最終日（令和 9 年 1 月 8 日（金））を過ぎますと、一切換金できませんのでご注意ください。

注3 換金方法等の詳細については、後日配付します「岩出市物価高騰対応商品券参加店舗マニュアル」のとおりとします。

1.1. 参加店舗の登録の取消し等

参加店舗の「参加店舗募集要項」（以下「募集要項」という。）の各事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、加盟店登録の取消およびその違反行為により損害金が生じた際は損害賠償請求を行う場合があります。

1.2. その他留意事項

- (1)商品券の取扱い、換金の方法などの詳細については 5月19日（火）に開催する「岩出市物価高騰対応商品券配布事業参加店舗向け説明会（場所：岩出市商工会2階研修室）」で配布する「岩出市物価高騰対応商品券配布事業参加店舗マニュアル（ポイント解説版）」を参照してください。
- (2)「参加店舗募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、事務局がその都度対応を決定します。
- (3)加盟店舗の情報（店舗名称、所在地、電話番号、業種等）は「商品券の使えるお店」として、参加店舗一覧リーフレット、岩出市および岩出市商工会ホームページ等により広報します。
- (4)本事業用にデザインされた「商品券」の肖像使用を含む広報広告物、掲出物等については事前に事務局の承認が必要となります。事務局へ使用承認申請を行ってください。
- (5)社会、経済情勢の変化や法令変更等により、岩出市及び事務局と協議の上、募集要項の内容が変更される可能性がある旨を予め承願います。

1.3. 問合せ先

岩出市物価高騰対応商品券配布事業事務局

フリーダイヤル：0120—605—558

営業時間：9時00分～17時30分（土日祝休み）

URL：<https://j-lppf2.jp/iwade-gift/>

Mail：事務局ホームページの「お問合せフォーム」よりお送りください。

※郵便物、宅配等のお取扱いはできません。

所在地：〒640-8033

和歌山市本町1-43 和歌山京橋ビル2階（株）JTB和歌山支店内